



令和8年度住まいづくり支援制度一覧 補助事業（福井市）



○補助事業（福井市）

| 支援制度名称 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--|--|-----------------------|
| 多世帯近居中古住宅取得支援事業 | 新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するための中古住宅の取得に対して補助。 【補助金額】 30万円 ^{※1} （居住誘導区域は、60万円 ^{※1, ※2} ） ※1 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅（旧耐震住宅）の場合は1/3の額 ※2 子ども3人以上世帯の場合、30万円の加算あり | 住宅政策課 0776-20-5571 |
| 多世帯近居リフォーム支援事業 | 新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するために取得した中古住宅のリフォームに対して補助。 【補助金額】 対象工事費の1/3かつ上限20万円（居住誘導区域は、上限30万円 [※] ） ※子育て世帯が居住誘導区域で「間取り変更+水回り設備改修」を行う場合、30万円の加算あり | |
| 多世帯同居リフォーム支援事業 | 新たに多世帯で同居するためのリフォームに対して補助。 【補助金額】 対象工事費の1/3かつ上限20万円（居住誘導区域は、上限30万円 [※] ） ※子育て世帯が居住誘導区域で「間取り変更+水回り設備改修」を行う場合、30万円の加算あり | |
| 多世帯同居近居住替支援事業 | 新たに多世帯で同居や近居するための引越し費用に対して補助。 【補助金額】 引越し費用の1/3かつ上限3万円（居住誘導区域は、上限5万円） | |
| U・Iターン世帯特貸家賃支援事業 | 新たに市営特定公共賃貸住宅に入居するU・Iターン世帯の家賃の一部を補助。 【補助金額】 2万5千円/月（上限12か月間） | |
| 空き家取得支援事業 ※空き家情報バンク登録物件対象 | 新婚・子育て・U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家の購入に対して補助。 【補助金額】 30万円 ^{※1} （居住誘導区域は、60万円 ^{※1, ※2} ） ※1 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅（旧耐震住宅）の場合は1/3の額 ※2 子ども3人以上世帯の場合、30万円の加算あり | |
| 空き家リフォーム支援事業 ※空き家情報バンク登録物件対象 | 賃貸住宅の所有者、新婚・子育て・U・Iターン世帯、被災者世帯の空き家リフォームに対して補助。 【補助金額】 対象工事費の1/3かつ上限30万円 [※] ※子育て世帯が居住誘導区域で「間取り変更+水回り設備改修」を行う場合、30万円の加算あり | |
| 空き家家賃支援事業 ※空き家情報バンク登録物件対象 | 新婚・子育て・U・Iターン世帯、被災者世帯に対して、空き家の家賃の一部を補助。 【補助金額】 月額家賃の1/3（上限2万5千円/月×12か月間） | |
| 空き家診断支援事業 ※空き家情報バンク登録物件対象 | 空き家診断士が空き家の劣化・不具合の状況を調査する費用に対して補助。 【補助金額】 診断費用の2/3かつ上限3万5千円 | |
| 空き家家財処分支援事業 ※空き家情報バンク登録物件対象 | 空き家内部の家財を処分する際の費用の一部を補助。 【補助金額】 処分費用の2/3かつ上限5万円 | |
| 空き家流通アドバイザー派遣事業 | 空き家の売買・賃貸の検討にあたり、市が派遣する専門業者（市の登録を受けた宅地建物取引業者もしくは建築士事務所）からアドバイスを受ける。 【個人負担】 個人負担なし | |
| 空き家適正管理促進事業 | 市内にある空き家が周田への悪影響を及ぼすことを防ぎ、空き家の適正管理を図ることを目的に、空き家を管理する費用の一部を補助。 【補助金額】 管理代行サービスの利用に要した経費の1/3（上限3万6千円/年×2年間） | |
| 老朽危険空き家等除却支援事業 | 市内にある保安上危険となるおそれがある特定空き家等（又はこれに準じる空き家等）を解体するときの費用の一部を補助。 【補助金額】 延床面積×5千円/㎡または除却工事費の1/2のいずれか小さいほう 上限50万円 | |
| 伝統的民家普及促進事業 ※詳細は文化振興課までお電話ください。 | 伝統的民家群保存活用推進地区（一乗谷地区）において、一定の要件に該当する伝統的民家の外装・構造体の改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象工事費の1/2（上限額140万円） | |
| 福井市住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業 | 固定価格買取制度（FIT制度）等を使わず、自ら所有し居住する住宅敷地内に太陽光発電設備や蓄電池を新しく導入するときの費用の一部を補助。 【補助金額】（セット導入） 太陽光発電設備の出力数1kWあたり7万円まで（上限35万円） 蓄電池費用の1/3（上限25万5千円） （太陽光のみ） 太陽光発電設備の出力数1kWあたり5万円まで（上限25万円） | 環境政策課 0776-20-5609 |

○補助事業（福井市）

| 支援制度名称 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------------------|---|---------------------------------|
| 木造住宅耐震診断等促進事業 | 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成を行うにあたり、市が耐震診断士の派遣を支援。 【個人負担】 1万円 | 建築指導課 0776-20-5574 |
| 木造住宅耐震改修促進事業（耐震改修） | 耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事等に要する費用の一部を補助。 【補助金額】 上限140万円（工事費の80%） ^{※1} ※1 高齢者世帯 ^{※2} 又は令和7年度までに耐震診断を実施した場合、上限は175万円。 ※2「高齢者世帯」とは、単身又は夫婦で構成される世帯のうち、いずれかが65歳以上である世帯をいう。 | |
| 木造住宅耐震改修促進事業（除却） | 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された一戸建て木造住宅の除却工事に要する費用の一部を補助。 【補助金額】 上限30万円（工事費の23%） | |
| 吹付けアスベスト調査事業 | 吹付け建材に係るアスベスト調査に要する費用の一部を補助。 【補助金額】 調査費用から消費税及び地方消費税を除いた額（上限25万円） | |
| 危険ブロック塀除却事業 | 通学路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助。 【補助金額】 ①危険ブロック塀を除去する工事（上限額10万円） ・対象の塀の見付面積×4千円/㎡または工事費用×2/3の小さいほう ②除却後に木塀へ建替える工事（上限額10万円） ・対象の塀の見付面積×2万円/㎡または工事費用×2/3の小さいほう | 地域包括ケア推進課 0776-20-5400 |
| 住まい環境整備支援事業 | 介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行う場合、その費用の一部を補助（下記基準に基づき、当該年度予算の範囲内にて補助）。 【補助金額】（生活保護・市民税非課税世帯）上限80万円 助成率9/10 （世帯員全員の合計所得が320万未満の世帯）上限40万円 助成率1/2 （世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が600万円未満の世帯）上限20万円 助成率1/4 | |
| 重度身体障がい者住宅改修助成事業 | 在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成。 【助成金額】 助成対象経費の8割（上限額60万円 ※介護保険の対象者でない視覚・上肢のみ80万円） | |
| 日常生活用具給付等事業（住宅改修費） | 在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しい支障があるため、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成。 【助成金額】 助成対象経費の9割（上限額20万円） [※] ※所得により負担上限額が異なります。介護保険の対象者は介護保険優先。 | |
| 居宅介護（予防）住宅改修事業 | 在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付。 【保険給付額】 20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割～7割相当 | 介護保険課 0776-20-5715 |
| 浄化槽設置補助事業 | 合併処理浄化槽区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助。（単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換、新設（条件あり）に伴う設置） 【補助金額】 設置費 用途、大きさに応じて限度額あり 転換に伴う撤去費 単独処理浄化槽の場合 上限額15万円 くみ取り槽の場合 上限額12万円 転換に伴う宅内配管工事費 上限額33万円 | 上下水道サービス課 0776-20-5632 |
| 浄化槽維持管理補助事業 | 合併処理浄化槽区域の個人住宅に対して、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助。 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用料相当額との差額分 | 下水道管路課 雨水対策室 0776-20-5651 |
| 浸水防除施設設置費補助金 | 中心市街地の浸水被害軽減を目的として雨水タンク・止水板を設置する費用の一部を補助。 【補助金額】 ①雨水タンク：対象経費の1/2または限度額のいずれか小さいほう 容量別限度額 100～500リットル未満 3万円 500～1,000リットル未満 6万5千円 1,000リットル以上 9万円 ②止水板：対象経費の2/3または限度額50万円のいずれか小さいほう | |
| 住居確保給付金 | 離職、または給与等が減少し離職や廃業と同等の状況により住居を失った方、失う恐れのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。また、著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められ、支給要件を満たしている方に、転居のための初期費用を支給。 | 福祉総合相談室 よりせい 0776-20-5580 |

≪制度一覧に関する問合せ先≫ 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

※各制度に関する問合せは、上記表の連絡先までお問い合わせください。

 **令和8年度住まいづくり支援制度一覧**
補助制度（国・県） / 減税・融資制度 

○補助制度（国）

| 支援制度名称 | 内 容 ・ 問 合 先 |
|---|--|
| みらいエコ住宅 2026 事業 (国土交通省) | 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う事業。 【問合せ】 住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789 |
| 先進的窓リノバ 2026 事業 (環境省) | 2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とする事業。 【問合せ】 住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789 |
| 給湯省エネ 2026 事業 (経済産業省) | 家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業。 【問合せ】 住宅省エネ 2026 キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 0570-081-789 |
| 新築戸建住宅の ZEH・ZEH+化等支援事業 (環境省) | 年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指す「ZEH」、及び ZEH より省エネをさらに深掘りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指す「ZEH+」となる新築戸建住宅を新たに建築・購入する事業が対象。 【問合せ】 まずは 事業スケジュール ・ 公募要領 を必ずご確認ください。 事務局（一般社団法人 環境共創イニシアチブ） 03-5565-4030 |
| 既築住宅の ZEH+改修実証支援事業 (経済産業省) | 年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（ZEH）となる戸建住宅・集合住宅の省エネ診断及び改修を行う事業が対象。 【問合せ】 お問い合わせの前に よくあるご質問 をご確認ください。 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 既築住宅の ZEH 改修実証支援事業担当 03-5565-3110 |
| 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (環境省) | 既存住宅において、省 CO2 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援。また、戸建て住宅においては、この断熱改修と同時に家庭用設備（蓄電システム・蓄熱設備）、EV 充電設備及び熱交換型換気設備等の導入・改修を支援。 【問合せ】 公益社団法人 北海道環境財団 補助事業部 011-206-1573 |

(参考) [国土交通省所轄の省エネ建築物に関する支援事業一覧](#)

○補助制度（県）

| 支援制度名称 | 内 容 ・ 問 合 先 |
|---|--|
| ふくいエコはびねす住宅推進事業 | 県内の認証事業者による省エネルギー住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興とライフサイクル（居住時等）CO2 排出量の削減、健康寿命の延伸を推進することを目的として、ふくいエコはびねす住宅の取得等への支援を行う事業。 【問合せ】（事業に関すること）福井県 建築住宅課 住まいづくり G 0776-20-0506 |
| 県産材を活用したふくいの住まい支援事業 【新築】 【リフォーム】 | 県産材を活用した優良な木造住宅を普及することで、地産地消による地域産業の活性化や地球温暖化対策の推進を図る。 【問合せ】（県産材）福井県 県産材活用課 ふくいの木利用室 0776-20-0449 （越前瓦、越前和紙）福井県 商業・市場開拓課 0776-20-0374 福井県瓦工業協同組合 0776-22-3912 福井県和紙工業協同組合 0778-43-0875 |

○減税制度

※住宅の取得やリフォーム、譲渡の際に利用可能な税制特例があります。

詳細は、国土交通省のホームページ「[住宅税制（各税制の概要）](#)」でご覧いただけます。

| 支援制度名称 | 内 容 ・ 問 合 先 |
|--------------------------------|--|
| 1. 所得税の控除 | 所得税とは、1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に課される税金（国税）です。適用要件を満たす場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと控除を受けることができます。 【問合せ】 福井税務署 0776-23-2690 |
| 2. 固定資産税の減額 | 固定資産税とは、保有する土地や建物などの固定資産について、1月1日時点の評価額に応じて課される税金（地方税）です。適用要件を満たす場合、本市に申告手続きを行うと当該家屋に係る固定資産税の減額を受けることができます。 【問合せ】 福井市 資産税課 0776-20-5315 ○認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について ○省エネ改修を行なった住宅に係る固定資産税の減額について ○住宅の耐震改修・バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について ○二世帯住宅とみなされると、それに応じた固定資産税の減額が受けられる場合があります。 |
| 3. 贈与税の非課税措置 | 贈与税とは、個人が受けた現金などの贈与に応じて課される税金（国税）です。適用要件を満たす場合、住宅の新築・取得又は増改築等のための資金を贈与により受けた場合に、一定額までの贈与につき贈与税を非課税とすることができます。 【問合せ】 福井税務署 0776-23-2690 |
| 4. 登録免許税の特例措置 | 登録免許税とは、国による登記等に課される税金（国税）です。適用要件を満たす場合、住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税を軽減措置を受けることができます。 【問合せ】 福井税務署 0776-23-2690 |
| 5. 不動産取得税の軽減措置 | 不動産取得税とは、不動産の取得に対して課される税金（地方税）です。適用要件を満たす場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。 【問合せ】 福井県税事務所 0776-21-8273 ○二世帯住宅とみなされると、それに応じた不動産取得税の減額が受けられる場合があります。 |

○融資制度

| 支援制度名称 | 内 容 ・ 問 合 先 |
|---------------------------------------|---|
| 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型 | 適用要件を満たす場合、借入金利を一定期間引き下げられる制度があります。 【問合せ】 独立行政法人 住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-0860-35 |
| 排水設備工事資金貸付制度 | 公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において単独浄化槽を廃止する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資します。 【融資金額】 上限 100 万円（無利子） ※お申し込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月 2 万円の均等返済 【問合せ】 福井市 上下水道サービス課 0776-20-5632 |
| 福井県勤労者住宅資金利子補給制度 | 北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて自己の居住用住宅を新築・購入・増改築される勤労者の方に、融資金額の一部に対して利子補給します。 【問合せ】 福井県 労働政策課 0776-20-0389 |

◀制度一覧に関する問合せ先▶ 福井市 住宅政策課 0776-20-5571

※各制度に関する問合せは、各欄の問合せ先までお問い合わせください。